

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

医療法人やわらぎ会  
介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗

## 1. 感染症対策に関する基本方針

感染症に対する抵抗力が低下している或いは認知機能が低下していることにより、感染対策への協力が難しい入所者及び利用者が、集団で生活する場であることから、施設内は感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。

感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、施設内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。

そのため、感染症を予防する体制を整備し、平常時から感染症がまん延しないよう必要な措置を講ずるとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることとする。

## 2. 注意すべき主な感染症

予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

### (1) 入所者(利用者)及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症

インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性 胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等。

### (2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症で、高齢者介護施設では集団感染の可能性のある感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症。

### (3) 血液、体液を介して感染する感染症

肝炎(B型肝炎、C型肝炎)等。

## 3. 平常時における感染管理対策に関する基本方針

平常時において、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、以下の措置を基本方針として入所者(利用者)の保護及び安全確保に努める。

### (1) 入所者(利用者)の健康管理

### (2) 職員の健康管理

### (3) 標準感染予防策の徹底

①介護・看護ケアにおける標準感染予防策

②入居者(利用者)の感染予防策

③衛星資材の備蓄

### (4) 衛生管理

①環境整備

②食品衛生

③血液・体液・排泄物等の処理

#### 4. 感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症が発生した場合、入所者(利用者)の生命や身体に重大な影響が生じないように、入所者(利用者)の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 行政への報告
- (5) 医療機関との連携

#### 5. 施設内の組織に関する事項

##### (1) 感染症対策委員会の設置

当施設では、感染症対策のための委員会を設置する。

なお、当施設では感染症対策に加え、「褥瘡防止対策、口腔ケア」に関する事項についての委員会を設置し、同時に開催することとしているため、委員会名称は「感染・褥瘡・口腔ケア委員会」としている。

##### ①設置目的

当施設内での感染症の発生を未然に防止するとともにまん延防止に努め、発生時における対応が迅速に行われ、且つ、入所者(利用者)及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むために委員会を設置する。

##### ②感染症対策委員会の構成員

- ・施設長(医師・管理者)
- ・事務長
- ・事務職員
- ・栄養部職員
- ・相談部職員(介護支援専門員・支援相談員)
- ・機能回復訓練部職員
- ・看護部職員
- ・介護部入所職員
- ・介護部通所(デイケア)職員

##### ③感染症対策委員会の開催

原則として、毎月第1木曜日に開催する。

なお、必要時は随時開催とする。

#### 6. 感染症対策のための各職種の責務および役割

感染症対策に向け、各職種の専門性に基づき、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(施設長)

感染症対策における責任者（施設長＜医師＞）

- ・施設内での感染症対策に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営
- ・感染症が発生した場合における拡大防止のための検討、管理運営
- ・感染症対策解除の検討、管理運営
- ・感染症対策に関する職員全体への指導、管理運営

(事務長、事務職員、栄養部職員、相談部職員)

- ・施設内での感染症対策に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営
- ・感染症が発生した場合における拡大防止のための検討、管理運営
- ・感染症対策解除の検討、管理運営
- ・感染症対策に関する職員全体への指導、管理運営
- ・感染症対策に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

※栄養部職員に関しては、特に食中毒対策について中心となり、委託業者との連携を図りながら、対策を施すものとする。

(機能回復訓練部職員)

- ・集団及び個別のリハビリテーションの実施
- ・他職種協働しリハビリテーションマネジメント等の実施
- ・記録の整備

(看護職員)

- ・施設内での感染症対策に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営
- ・感染症が発生した場合における拡大防止のための検討、管理運営
- ・感染症対策解除の検討、管理運営
- ・感染症対策に関する職員全体への指導、管理運営
- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

(介護部職員＜入所・通所＞)

- ・施設内での感染症対策に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営
- ・感染症が発生した場合における拡大防止のための検討、管理運営
- ・感染症対策解除の検討、管理運営
- ・感染症対策に関する職員全体への指導、管理運営
- ・記録の整備

## 7. 感染症対策のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、教育を行う。

①年2回の研修会を開催する。

②新規採用者に対し、感染症対策のための研修を行う。

## 8. この指針の閲覧について

当施設での感染症対策に関する指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族が施設内で自由に閲覧できるようにすると共に、ホームページ上に公表する。

付則

令和5年10月1日より施行する